

# 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会

## 1 事業所の概要（令和6年8月1日現在）

事業所名	みなべ町社協 はあとプラン		
所在地	和歌山県日高郡みなべ町芝 447 番地 2		
連絡先	電話 0739-33-2133 FAX 0739-72-5610		
24 時間対応の連絡先	上記電話番号での転送電話での対応 070-4400-6825		
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	① 居宅介護支援		3072100310号
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	居宅介護支援	宇井博信	(0739) 33-2133
通常のサービス提供地域	① 居宅介護支援		みなべ町

## 2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	居宅介護支援	1名（常勤兼務1名）
介護支援専門員	居宅介護支援	5名（常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤2名）
事務担当職員		1名（常勤1名、非常勤 名）

## 3 サービス提供地域

みなべ町

### 4 - ① サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由を求めることができます。また、当事業所が前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下訪問介護等）がそれぞれ位置付けたの計画の数が占める割合、前6か月間に当事業所が作成した計画に位置付けた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定事業者等の占める割合等（別紙）の説明を行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握（1ヶ月に1回の自宅訪問含む）するとともに

に、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。なお、必要な時には、服薬状況、口腔機能その他心身又は生活状況について、主治医へ提供させていただきます。

#### 4 - ② 担当の介護支援専門員等

(1) 担当する介護支援専門員及び管理者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

(2) 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

介護支援専門員 氏名： \_\_\_\_\_ 連絡先（電話）：(0739) 33-2133  
 管理者 氏名： 宇井 博信 連絡先（電話）：(0739) 33-2133

#### 4 - ③ 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の介護支援専門員にご相談ください。

#### 4 - ④ 利用者負担金

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担金はありません。

参考：居宅介護支援費（介護報酬）

区分（介護給付）	金額（月額）	自己負担額	備考	
	要介護1・2	10,860円	0円	
	要介護3・4・5	14,110円	0円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	0円	下記参照 ※1	
中山間地域加算（居住）	上記の5%	0円	下記参照 ※2	
その他の加算	初回加算	3,000円	0円	初めて、または、2段階以上の認定区分が変更した際に居宅サービス計画を策定した場合
	入院時医療連携加算（Ⅰ）	2,500円	0円	入院した場合に利用者の生活状況など必要な情報を当日中に入院先へ情報を提供
	入院時医療連携加算（Ⅱ）	2,000円	0円	入院した場合に利用者の生活状況など必要な情報を翌日、又は翌々日に入院先へ情報を提供
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円	0円	入院、入所期間中に退院、退所時に当該職員より情報提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、連携を行い、居宅サービス計画した場合
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円	0円	上記をカンファレンスにより1回受け、連携を行い、居宅サービス計画した場合
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円	0円	上記をカンファレンス以外の方法で2回以上受け、連携を行い、居宅サービス計画した場合
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円	0円	上記をカンファレンスにより2回以上受け、連携を行い、居宅サービス計画した場合
	退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円	0円	上記をカンファレンスにより3回以上受け、連携を行い、居宅サービス計画した場合
通院時情報連携加算	500円	0円	医師（歯科医師を含む）の診療を受ける際に同席し、情報連携を行い、当該情報からケアマネジメントを行う。	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	0円	病院、診療所の求めにより、医師又は看護師と利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、サービスの調整を行った場合	

ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	0円	下記参照 ※3
-----------------	--------	----	---------

※1 特定事業所加算（Ⅲ）：主任介護支援専門員、介護支援専門員2名以上、利用者に関する情報の等留意事項の伝達などの会議の開催、24時間で連絡体制を確保、計画的研修の実施、積極的に支援困難事例の受け入れ、運営基準減算、特定事業所集中減算の適用がない、介護支援専門員の担当件数が1人40件以下、3名以上の配置、「ケアマネジメント基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保。他法人の事業所との研修会等の開催。必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス）以外の保険医療サービスまたは、福祉サービス、当該地域のボランティア等のサービス）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

※2 介護支援専門員が通常サービス提供地域をこえる地域に居住される方にサービスを提供する場合に加算となります。なお、交通費（実費）の支払いは不要です。

※3 終末期において、本人又は家族の意向を把握し同意を得た上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた事業所に提供

## 5 サービスの中止（キャンセル）等

(1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

・連絡先（電話）：0739 - 33 - 2133

・連絡時間：8:30～17:30

(2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

(3) 利用者は、3日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書6条）。

(4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

## 6 サービス提供時間

区分	平日	土曜日	休祭日
提供時間	8:30～17:30	休み	休み

(注) 年末年始（12/31～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

## その他

(1) 担当職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 7 当事業所のサービスの方針等

利用者が要介護等状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように支援します。

また、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

## 8 緊急時及び事故発生時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

9 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号 0739-33-2133 fax 番号 0739-72-5610 相談員(責任者) 宇井博信 対応時間 午前8:30~午後5:30
法人の相談窓口	電話番号 0739-72-5611 Fax 番号 0739-72-5610 苦情解決責任者: 土井郁夫(事務局長) 苦情受付担当者: 宇井博信(総括管理者) 第三者委員:(1)[連絡先 宮本崇:] (2)[連絡先 久保真澄:]

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

みなべ町役場健康長寿課 介護保険係	所在地 日高郡みなべ町東本庄 100 番地 電話番号 0739-33-7234
和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地 和歌山市吹上 2 丁目 1-22 日赤会館内 電話番号 073-427-4662

1.2 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会
代表者名	会長 田中随晋
所在地・電話	〒645-0002 みなべ町芝 447 番地 2 電話番号 0739-72-5611
業務の概要	訪問介護、通所介護、訪問入浴、訪問看護(予防) 居宅介護支援
事業所数 (予防含む)	訪問介護 1 事業所 訪問入浴 1 事業所 通所介護 2 事業所 訪問看護 1 事業所 居宅介護支援 2 事業所

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会  
会長 田中随晋

事業所名 みなべ町社協 はあとプラン  
説明者 \_\_\_\_\_

居宅介護支援契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_  
代理人又は立会人 氏名 \_\_\_\_\_

(別紙)

前期 3月から8月 ( )

後期 9月から2月 ( ○ )

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与 の各サービスの利用割合

訪問介護	35%
通所介護	63%
地域密着型通所介護	10%
福祉用具貸与	59%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与 のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス種別	事業者名	事業者名	事業者名
訪問介護	みなべ町社協はあと館 (訪問介護) 37%	ニチイケアセンターみなべ 36%	さくらホームヘルプサービス 29%
通所介護	デイサービスセンター虹 38%	デイサービスセンターゆうゆう館 26%	辻の郷デイサービスセンター 12%
地域密着型 通所介護	機能訓練型デイ・イクリハ 45%	デイサービスもくれん 40%	プラントマロ 13%
福祉用具貸与	㈱大黒ヘルスケアサービス紀南店 51%	ヤマシタ (株) 田辺営業所 37%	セイコーメディカル (株) 田辺営業所 11%

別紙のみ配布時

【説明確認欄】

令和 年 月 日

上記により重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会  
会長 田中 随 晋  
事業所名 みなべ町社協 はあとプラン  
説明者 \_\_\_\_\_

居宅介護支援契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏名

\_\_\_\_\_  
代理人又は立会人  
氏名  
\_\_\_\_\_